

# 神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 25 年 5 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年3月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。



# 目 次

変更理由 .....	1
1 港湾環境整備施設計画 .....	2
2 土地利用計画 .....	3
3 港湾の再開発 .....	4



## 変更理由

六甲アイランド地区において、島内の活力と賑わいを維持・増進させるため、港湾環境整備施設計画及び、土地利用計画を変更する。

中突堤・高浜地区及び新港突堤西地区において、都心ウォーターフロントの将来像である『「港都 神戸」グランドデザイン』の実現に向け、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

新港突堤西地区において、『「港都 神戸」グランドデザイン』に沿った土地利用の具体化に伴い、港湾の再開発について変更する。

神戸空港地区において、港湾物流の効率化のため、その他交通機能用地の土地利用計画を変更する。

# 1 港湾環境整備施設計画

中突堤・高浜地区及び新港突堤西地区において、都心ウォーターフロントの将来像である『「港都 神戸」グランドデザイン』の実現に向け、親水部の回遊性や眺望の確保に配慮した魅力ある空間を形成するため、港湾環境整備施設計画を変更する。

六甲アイランド地区において、土地利用計画の変更に伴い、港湾環境整備施設計画を変更する。

## [港湾環境整備施設計画]

### 六甲アイランド地区

緑地 15ha

( 既定計画  
緑地 22ha )

### 中突堤・高浜地区

緑地 14ha

( 既定計画  
緑地 13ha )

### 新港突堤西地区

緑地 6 ha

( 既定計画  
緑地 6 ha )

## 2 土地利用計画

神戸空港地区、六甲アイランド地区、中突堤・高浜地区及び新港突堤西地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

### [土地利用計画]

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
神戸空港地区	(5) 5	(5) 5		(16) 16		230	(10) 17	(35) 272
六甲アイランド地区	(166) 166	(178) 178		(51) 51	10	(31) 31	(15) 30	(442) 467
中突堤・高浜地区	(7) 7		(17) 17		1	(1) 1	(14) 14	(39) 41
新港突堤西地区	(17) 17	(20) 20	(1) 1		1		(6) 8	(44) 47
合計	(195) 195	(203) 203	(18) 18	(67) 67	13	(32) 262	(45) 69	(560) 826

注1) ( ) 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。



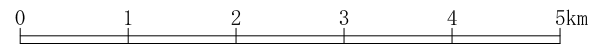
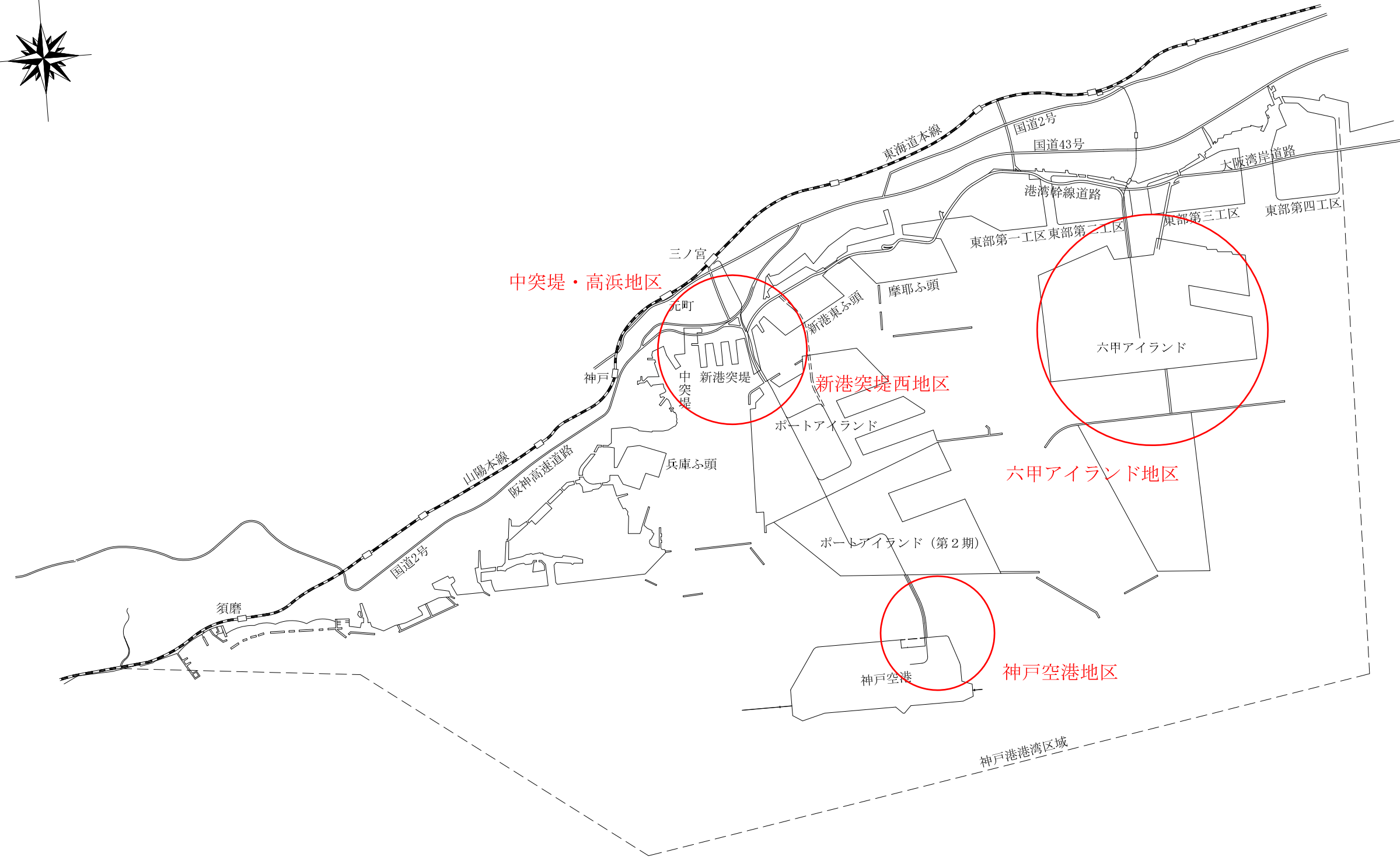
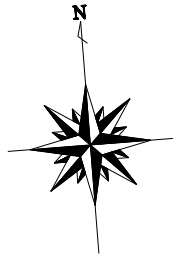
### 3 港湾の再開発

新港突堤西地区において、一部土地利用計画が決定したため、利用形態の見直しの必要な区域を変更する。

[利用形態の見直しの必要な区域]

新港突堤西地区において、利用形態の見直しの必要な区域を変更する。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所

神戸港港湾計画図